

☆メニュー事業Q & A☆

1 自己啓発等メニュー事業

(1) 自己啓発

問1 資格とは、どのようなものが対象となりますか。

答) 国家資格・公的資格・民間資格に位置付けられる資格を対象としています。ご不明な場合は、共済組合事務局にご相談ください。

【対象資格の例】

答) 簿記検定 英語検定 TOEIC ITパスポート 技術士 中小企業診断士 宅建士
公害防止管理者 危険物取扱者 旅行業務取扱主任 介護福祉士 消費生活アドバイザー など

問2 受講料を当該年度中に支払い、次年度から受講する場合は、いつの請求となりますか。

答) メニュー事業は、組合員の当年度中の活動に対し助成するものであり、事例のケースは次年度の請求となります。

問3 講座等の受講料の添付書類は、月謝袋の写しでも良いですか。

答) 月謝袋の写しを領収書の代わりに受け付けをすることは出来ません。教室に領収書の発行依頼をしてください。

(2) 社会貢献

問1 ボランティア活動等参加に係る証明書とはどのようなものですか。

答) ボランティア活動に係る特別休暇を取得している場合の休暇簿の写しなど、参加が確認できる書類としますが、公的な書類がない場合には、写真等の添付などにより確認するなど、弾力的に運用することとしています。

問2 ○○町資料保存会（町の認知はない）に所属し、地域の歴史等について研究するとともに、広報紙などで広く町民に知らせる活動をしています。この会に対して支払っている年会費は対象となりますか。

答) 対象となります。

問3 ボランティアを目的として行われるイベントとは、どのようなものが対象となりますか。

答) 市民海外協力団体のようなN G O団体の主催イベントやボランティアに関連した講演会などが対象となります。

(3) 育児・介護支援等

問1 遠方の親戚で葬儀があり、夫婦で出席するため、1歳の子を保育園の一時保育に預けました。対象となりますか。

答) 対象となります。

問2 小学1年生の子を、夏休み中一時的に3日間、学校の児童館（留守家庭子ども会など）に預けました。対象になりますか。

答) 一時的な保育サービスについては、未就学児を対象としているため、この場合は対象となりません。

問3 ベビーベッド、ベビーサークル、ベビーカー等のベビー用品の購入費やリース料は対象となりますか。

答) ベビー用品の購入費、リース料は対象となりません。

問4 遠方の親戚の結婚式に出席するため、高齢の親を地域の老人保健施設に短期入所させました。対象となりますか。

答) 介護支援メニューは、介護保険法上の「在宅サービス」「施設サービス」を助成対象としており、この場合の施設への短期入所が介護保険法上の「在宅サービス」に当たる場合は、対象となります。

2 健康増進等メニュー事業

(1) 健康増進

問1 スポーツ教室とは、どのようなものが対象となりますか。

答) 健康増進のためのフィットネス教室や技術向上のためのテニス・ゴルフ・スキー教室などが対象となります。

問2 各種スポーツ大会とは、どのようなものが対象となりますか。

答) 市民マラソンなど、地方公共団体やスポーツ団体が主催するスポーツ大会が対象となります。

問3 市民マラソン大会で、参加料を所定の用紙で銀行振り込みし、その領収書を参加申込書に貼付して提出することになっています。このような場合、領収書の添付はどのようにしたらよいですか？

答) 領収書を貼付した参加申込書をコピーし、原本に相違ない旨の証明（記名押印）して提出してください。

問4 健康施設とはどのようなものが対象となりますか。

答) スーパー銭湯、温泉などです。

(2) 文化活動

問1 テーマパークの入場料は対象となりますか。

答) 一般の遊戯施設は対象となりませんが、東京ディズニーランド、東京ディズニーシー、ユニバーサルスタジオジャパン、ハウステンボス、みろくの里など、一定のテーマに沿った体験ができるいわゆるテーマパークの入場料については対象となります。

(3) レクリエーション活動

問1 国、県及び他の地方公共団体が主催又は共催するイベントとは、どのようなものが対象となりますか。

答) 万博などが該当しますが、このような規模の大きいものだけではなく、市町単位で開催される地域の祭りへの参加料金なども含まれます。また、県外で開催されるイベントも含まれます。

問2 プロスポーツ等の公式戦の観戦とは、どのようなものが対象となりますか。

答) プロ野球、プロサッカー、プロゴルフツアー、プロボクシング、大相撲など有料でかつ広く公開して実施されるものが対象となります。なお、飲食やお土産等とセットになっている観戦セットについては、席料相当額のみ対象となります。

問3 高校野球の試合の入場料は対象になりますか。

答) 対象となります。

問4 親睦会の旅行など、グループ旅行への参加によって、宿泊料等でメニュー事業を請求する場合に、添付書類はどのようにすればよいですか。

答) グループ旅行の場合は、旅行代金の支払いが一括して行われることが一般的です。このため、グループに対して発行された領収書の写し及び参加者分の宿泊料金に係るグループ代表者の証明書を添付してください。

問5 海外旅行に伴う国際運転免許の取得手数料は対象となりますか。

答) 対象となりません。

問6 パスポート取得料の領収書がもらえなかった場合は、パスポートのコピーでよいですか。

答) パスポートのコピーでよいです。(不要な個人情報等は黒塗りするなどしてください。)

問7 旅行業者主催のパック旅行などは対象となりますか。

答) 宿泊を伴う旅行であれば対象となります。ただし、交通費、飲食代は対象ではないため、宿泊料金を確認して領収書に追記する、又は宿泊料金がわかる資料を添付するなどしてください。

問8 公務（職務）以外で共済組合助成対象施設に宿泊した場合、宿泊料は対象になりますか。

答）宿泊施設利用助成金を申請しない場合は、対象になります。

3 請求・申込み手続き

問1 請求書は、所属の庶務を経由して提出するのですか。

答）所属の庶務の経由は不要です。直接、共済組合（福利課）へ提出してください。

問2 コンサートに配偶者と参加しましたが、領収書が配偶者名義となっています。本人名義でないと請求できないのですか。

答）組合員本人の参加が要件であり、原則として本人名義の領収書が必要ですが、本人の参加が確認できれば、配偶者名義の領収書で請求できます。

問3 チケットを他人に購入してもらったので、申請者とチケットに記載の購入者名が異なる場合は、どうした良いですか。

答）請求書の余白部分に共同購入であること並びに、申請書本人が使用したことの一文を記載してください。

問4 領収書やチケット半券の原本を返却希望の場合は、どのようにしたら良いですか。

答）当該年度の請求期間が経過した後に返却可能です。ご希望の場合は、請求書の余白部分にその旨を必ず記入してください。

4 その他の事項

問1 家族の範囲は、どのようになっていますか。

答）配偶者、子ども、親及び被扶養者です。なお、組合員が参加しない家族のみの活動は対象となりません。

問2 年度末時点で、上限枠までの残額が生じた場合、その額を翌年度に繰り越すことができますか。

答）残額を繰り越すことはできません。

問3 任期付職員、中途採用者、病気休職、育児休業、自己啓発等休業中の者はメニュー事業の対象となりますか。

答）対象となります。

問4 派遣職員等は、メニュー事業の対象となりますか。

答）公益的法人等への派遣職員は対象となりますが、退職派遣者は対象となりません。また、他の都道府県や市町の派遣者のうち、地方職員共済組合広島県支部の組合員の身分を持つ者は対象となります。

問5 上限枠までの残額はどのようにして管理するのですか。

答)「メニュー事業助成金請求台帳(様式第2号)」を利用し、組合員ご自身で管理していただくようお願いします。